

太田市公告

太田市養護老人ホームに係る指定管理者については、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年太田市条例第265号）第5条の規定により、公募によらず指定管理者候補者を選定することとしたので、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年太田市規則第289号）第4条の規定により、次のとおり公募によらない理由を公告する。

令和5年10月20日

太田市長 清水 聖 義

太田市養護老人ホームについては、現在社会福祉法人同仁会が指定管理を行っているところであるが、経費削減や介護サービスとの連携強化のため、県内においてはほとんどの自治体で民間が設置・運営をしており、本市においても同様の理由で令和7年度より当該施設を民間移譲とする計画である。これに伴い、指定管理による運営は令和6年度末で廃止となり、新たに社会福祉法人等の法人資格を有する設置運営法人を募集する予定となっている。

当該施設は現在社会福祉法人同仁会が令和5年度末までの3年間、指定管理者となっているところであるが、令和7年度に民営化がなされるまでの1年間（令和6年度）を公募で指定管理者を募集した場合、令和5年度、令和6年度、令和7年度と毎年運営法人が変わる可能性がある。

その場合、毎年スタッフが入れ替わるため、法人間の業務引継ぎに関する長期間の研修が何度も生じ、頻繁に支援員が変更になるなど入所者にとって著しい環境変化が長期間に渡り発生することになり、多大なる精神的負担を与える

ことになる。養護老人ホームの特性上、金銭的・環境的に著しく困難な生活をしてきた高齢者を保護する意味で措置入所させており、入所者が特に安心して暮らせるよう平穏な生活を提供する必要がある。

社会福祉法人同仁会は、これまで指定管理者として良好な運営をしており、今後も引き続き安定した事業運営が期待できる団体である。よって、入所者の著しい環境変化となる機会を減らすことを目的に、条例第5条第3号に該当するものとして、社会福祉法人同仁会のみ申請させ、公募によらず選定の手続を進めることが適当であるため。